◎議 事 日 程(第1号)

- 平成23年11月29日(火曜日)午前10時00分 開議 日程第1 会議録署名議員の指名について 日程第2 会期の決定について 日程第3 諸般の報告について 日程第4 市長招集あいさつ 日程第5 議会運営委員長報告 日程第6 平成23年9月定例会 陳情第9号 愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について (継続審査) 日程第7 議案第36号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例等の一部改正について 日程第8 議案第38号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 日程第9 日程第10 議案第40号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について 日程第11 議案第41号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について 日程第12 議案第42号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について 日程第13 議案第43号 市道路線の廃止について 日程第14 議案第44号 市道路線の認定について 日程第15 議案第45号 平成23年度愛西市一般会計補正予算(第3号)について 平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい 日程第16 議案第46号 7 日程第17 議案第47号 平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ いて 日程第18 議案第48号 平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算(第2号)について 日程第19 議案第49号 平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号) について 日程第20 議案第50号 平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ いて
- 日程第21 請願第1号 子ども医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第22 陳情第14号 『子ども・子育て新システム』に反対する意見書提出を求める陳情 について
- 日程第23 陳情第15号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続すること を求める陳情について
- 日程第24 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について 日程第25 陳情第17号 国に原子力行政の見直しを求める意見書採択に関する陳情について

日程第26 陳情第19号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の 確保・拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情につい

7

日程第27 陳情第22号 「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採

択を求める陳情について

日程第28 議案第37号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第29 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員(23名)

1番	大	野	則	男	君		2番	島	田		浩	君
3番	吉	Ш	三津子		君		4番	大	島	_	郎	君
5番	下	村	_	郎	君		7番	石	崎	たた	分子	君
8番	竹	村	仁	司	君		9番	熊	野	聰	明	君
10番	堀	田		清	君		11番	鬼	頭	勝	治	君
12番	岩	間	泰	彦	君		13番	真	野	和	久	君
14番	加	藤	敏	彦	君		15番	日	永	貴	章	君
16番	榎	本	雅	夫	君		17番	加	賀		博	君
18番	大	島		功	君		19番	大	宮	吉	満	君
20番	八	木		_	君		21番	Щ	畄	幹	雄	君
22番	前	田	芙美	長子	君		23番	近	藤	健	_	君
24番	中	村	文	子	君							

◎欠 席 議 員(1名)

6番 永井千年君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 八木忠男君 副市 長 山 田 信 行 君 会計管理者兼会 計室 長 教 育 長 五冨利 清 彦 君 水谷洋治 君 総務部長 石 原 光 君 企画部長 喜久男 君 山田 教育部長 経済建設部長 加藤善巳 君 水 谷 勇 君 市民生活部長 篠 田 義 房 君 上下水道部長 大 島 静雄君 消 防 長 横井 君 福祉部長 加賀和彦 君 勤 人事秘書課長 伊藤辰明 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服 部 秀 三 議 事 課 長 伊 藤 浩 幹

書 記 山田宗一

午前10時00分 開会

〇議長 (大宮吉満君)

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

6番・永井千年議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

〇議長 (大宮吉満君)

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、14番・加藤敏 彦議員、15番・日永貴章議員の御両名を指名いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第2・会期の決定について

## 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

# 〇議会運営委員長(加賀 博君)

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月22日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日、11月29日から12月21日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いを いたします。

以上、報告を終わります。

# 〇議長 (大宮吉満君)

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より21日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月21日までの23日間と決定いたしました。 なお、会期中の会議予定につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしく お願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いいたします。

〇12番(岩間泰彦君)

では、海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成23年9月27日、場所、海部南部水道企業団議場におきまして、第3回定例会を開催いたしました。

付議事件、議員派遣について、海部南部水道企業団議会議員の先進地視察研修。派遣場所、 淡路広域水道企業団。期間、平成23年11月15日と16日。派遣議員、全議会議員。この議員派遣 につきましては、満場一致で承認・可決されました。なお、視察研修はバスを利用し、有意義 に終わっております。

以上で報告を終わります。

〇議長 (大宮吉満君)

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

〇14番(加藤敏彦君)

海部地区水防事務組合議会の報告を行います。

10月17日、愛西市役所において、平成23年第2回定例会が行われました。

付議事件は1件で、認定第1号:平成22年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでした。歳入総額は3,194万5,192円、歳出総額は2,866万1,028円、差引残額328万4,164円で、全員賛成で認定されました。平成22年度は、海部地方総合防災訓練が木曽三川連合水防練習と共催したため、訓練に伴う不用額が多くなっております。

以上です。

〇議長 (大宮吉満君)

御苦労さまでございました。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いいたします。

〇16番(榎本雅夫君)

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成23年第2回海部地区環境事務組合議会定例会が11月21日、津島市の新開センターで行われました。

付議事件といたしまして、議案第7号:平成23年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算 (第2号)について、補正額は4,720万7,000円、補正後の予算総額46億8,518万円で、全員賛 成で可決されました。

認定第1号:平成22年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入 総額63億9,553万9,938円、歳出総額62億9,290万3,632円で、差引残額1億263万6,306円になり、 全員賛成で可決されました。 議案第8号:海部地区環境事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査 結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、全員賛成で可決されました。

議案第9号:海部地区環境事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の制定について、全員賛成で可決されました。

議案第10号:海部地区環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第11号:海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、全員賛成で可決されました。

なお、経過報告については、別紙のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

〇議長 (大宮吉満君)

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の近藤健一議員、お願いいたします。

〇23番(近藤健一君)

海部地区急病診療所組合の報告をいたします。

昨日の23年11月28日、場所は海部地区急病診療所で、平成23年第5回臨時会が行われました。 付議事件といたしまして、議案第6号:海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の 一部改正について、賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

〇議長 (大宮吉満君)

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員会委員長、お願いいたします。

〇庁舎建設等調査特別委員長(岩間泰彦君)

では、庁舎建設等調査特別委員会の報告をいたします。

第3回の庁舎建設等調査特別委員会は、平成23年10月24日に市役所委員会室におきまして、 議長にも出席をしていただき開催をいたしました。

今回は、統合庁舎建設・改修に伴う駐車場拡張及び道路拡幅について、愛西市統合庁舎建設・改修事業等スケジュールについての2点について、施設整備担当課長から詳細な説明を受けてから質疑応答ということで始まりました。

1番目に、統合庁舎建設・改修に伴う駐車場拡張及び道路拡幅について、基本計画では現況 スペースで駐車台数が不足する場合、検討する必要があるということで、検討の結果、駐車場 拡張と用途地域の変更に合わせて地域計画を定める中の区画道路1号を県道冨島・津島線まで 延伸させるため、道路拡幅をすることになったと資料1に基づき説明の後、最初に、10月15日 の地元説明会では反対はなかったかの質問には、反対はなかった。 次に、稲葉町の交差点は渋滞の原因となっており、右折車線を考えてほしいとの質問には、 県道であり、県は今のところ右折車線をつくるつもりはないが、申し出はしておくと。

次に、今回買収を計画しているところは田畑であるが、買収なのか、市の持っている土地の 代替で計画なのかという質問には、代替を希望する方には市の持っている土地について紹介は させていただきたい。

道路拡幅に伴い、安全対策上歩道は設置されるのかとの質問には、区画道路1号及び市道 1360号線には歩道を計画している。

さらに、既存の駐車場を買収したころの単価より下がっているのではとの質問には、平成19 年4月1日から新規事業について、愛西市の用地取得の規定に従って行う。

次に、2番目の愛西市統合庁舎建設・改修事業等スケジュールについてでございますが、資料2、スケジュール表に基づき説明の後、最初に、プロポーザルにより採用された提案のとおり基本設計になるのかとの質問には、作業部会や審査会委員長にも指導を受け提案及び基本計画に基づき検討しているところ。

次に、防災上床面の高さはどうかとの質問には、既存庁舎の玄関の高さはマイナス0.45メートル、道路は1.7メートルであるが、浸水マップなどの資料も参考に判断をしていく。

次に、社会福祉会館は解体とのことであるが、寄附された杉野家には社会福祉会館に切りか えたときにもごあいさつしていると思うが、その対応はとの質問には、寄附者の親族に説明し ていきたい。

さらに、スケジュール表の引っ越しで永和出張所となっているが、永和出張所の廃止は決まっているのかとの質問には、出張所の整備検討報告書のとおり、まとめ廃止という考え方。

それから、3番目のその他につきましては、庁舎建設に伴い市民の声を聞く計画はあるのか との質問には、基本設計のパブリックコメント以外に市民の意見を聞く場を設けていきたい。 ほかにもいろいろ質疑応答がありましたが、終了といたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長 (大宮吉満君)

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成23年8月から平成23年10月までに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願いいたします

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~~

# ◎日程第4・市長招集あいさつ

# 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

# 〇市長 (八木忠男君)

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、 師走を間近に控え何かと御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがと うございました。

一年の歳月が過ぎるのは早いもので、ことしも残り1ヵ月となりました。振り返ってみますと、3月11日、東日本大震災に端を発し、福島第一原発事故による影響、そして9月に襲来した台風12号、15号と、このたびの自然災害は我が国の産業経済全体に大きな打撃を与えました。幸いにも当地域では、平穏のうちに今日を迎えられることに安堵をしておりますが、被災地では今なお懸命な復旧、復興に向け、総力を挙げて取り組まれており、国による一刻も早い支援を望むものであります。

ことしは、悲惨な交通死亡事故が多発をしております。市内では4名ものとうとい命が奪われました。市民の皆さんへ交通死亡事故抑止緊急メッセージを全戸配布いたしましたが、平和な暮らしを一瞬にして破壊する交通事故は、私たち市民が一丸となって阻止しなければなりません。

安心安全なまちづくり市民大会では、小学校児童の皆さんから募集した標語の発表や、高校 生の意見発表により認識を深めていただき、交通事故防止や犯罪防止を推し進めるために、関 係機関とも一層連携を密にして事故防止等を呼びかけてまいりたいと思っております。

総合斎苑につきましては、市民皆様の御理解、御協力によりまして9月1日開苑以来、約3 カ月を経過いたしましたが、今後より一層利用していただきやすい環境づくりに努めてまいり たいと考えております。

学校給食センターは、ほぼ完成に近い段階にきており、議会最終日に現場を視察していただく予定をしております。

また、統合庁舎建設につきましては、基本設計業務の作業と並行して駐車場拡張に向けて地元総代、地権者への事業説明会を終え、用地協力について交渉を進めているところでございます。

12月3日には、ことしで6回目の愛知県市町村対抗駅伝競走大会が万博記念公園で開催されます。市町村の代表として出場する選手を応援するとともに、健闘を祈るものであります。

昨今の経済状況は依然として厳しさを増しており、急激な円高の影響や雇用情勢の悪化、また国の制度改正による先行き不透明な部分や景気の低迷による市税等の減収も見込まれる厳しい中で、平成24年度予算編成作業を進めております。持続可能な財政運営を念頭に入れ、堅実な新年度予算にまとめていきたいと考えております。

それでは、今定例会に提案をいたします議案について、概要を申し上げます。

議案第36号は、障害者自立支援法の改正に伴い、介護補償等に関する規定の改正が生じたため改正をするものです。

議案第37号は、9月に出された人事院勧告にかんがみ、職員及び任期つき職員の給与月額を 改定するに伴い改正をするものです。

議案第38号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、改正をするものでございます。

議案第39号は、平成24年1月4日、愛知郡長久手町が市制を施行することにより、規約の変更をするものでございます。

議案第40号から議案第42号までの3議案については、平成24年3月31日で指定管理期間が満了となるため、指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、事業者の指定について議決に付するものでございます。

議案第43号及び議案第44号は、市道路線の再編による廃止と公共の用に供するための市道路 線の認定でございます。

補正予算につきましては、議案第45号から議案第50号まで一般会計、特別会計、合わせて6件であります。

人事案件の諮問第1号は、人権擁護委員に欠員を生じましたので、新たに候補者の推薦について議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本定例会に御提案を申し上げます議案の概要を申し上げました。議案第37号と諮問第 1号につきましては、本日御審議、御議決をいただきたくよろしくお願いをいたします。各議 案の詳細につきましては、担当部長より提案説明をさせていただきますので、よろしく御審議 を賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお 願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第5・議会運営委員長報告(委員長報告・質疑)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第5・議会運営委員長報告を行います。

平成23年9月定例会におきまして、継続審査となりました陳情第9号:愛西市議会の議場に 国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について御審査をいただきましたので、会議規則第38条第 1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

議会運営委員長、報告をお願いいたします。

〇議会運営委員長(加賀 博君)

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、11月22日午前10時から開催し、9月定例会の当委員会で継続審査とした 陳情第9号:愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情の案件を慎重に審査して いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておるとおりであ ります。

議会運営委員会だけで結論を出すのではなく、議員皆さんの御意見を聞いて判断をした方が よいのではないかということで、11月21日に全員協議会を開催し、県内の状況について事務局 より説明後、議員皆さんの御意見をお聞きいたしました。

それを踏まえて、翌日の22日に議会運営委員会を開催いたしました。

反対討論として、この陳情は議場の正面に掲揚し一礼をするとか、国旗に対してどういう態度をとるかということを強制する内容になっている。また、国旗については国民の象徴で、市旗については市民の象徴だと、議場に現在市民の影も形もないと的外れな主張をして、旗を上げればそこに市民がいるというおかしな表現になっている。また、震災復興を理由にして、多くの方が心を痛めながら支援をしているという現状に結びつける形で、東北の皆さんとつながるためには旗を上げなければならないというような的外れな議論であるので、賛同できないという御意見がありました。

また、賛成討論として、陳情の理由の中には問題である内容が含まれているが、陳情の趣旨である日本国旗及び愛西市旗を掲揚するということについては賛成できる。また、国旗の掲揚の時期、場所、形態などは、今後皆さんと協議をして決めればよいので、国旗を掲揚することに賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長 (大宮吉満君)

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

### ◎日程第6・平成23年9月定例会陳情第9号(討論・採決)

### 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第6・陳情第9号:愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について(継続審査)を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

13番・真野議員。

# 〇13番(真野和久君)

それでは、陳情第9号:愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について、 反対討論を行います。

今回のこの陳情に関して、議場に国旗と市旗を掲げる理由として、例えば肝心の選任者である公民が議場には影も形もないので、共同体の公民を象徴する国旗・市旗の掲揚を認めてほしいとか、あるいはそうしたものを象徴する議場を建てること、あるいは選良たる者の奉仕すべき相手を明確に視覚化し、自戒し緊張を持って市民とともにある政治姿勢、議会運営を切に望

むとかというようなことが書いてあります。

しかし、この国旗の問題に関しては、確かに法によって国旗として制定をされましたが、やはり日本の国民の皆さんの間においても、さらにかつての日本の侵略戦争によって被害に遭われた方々、あるいは沖縄戦において大きな被害に遭われた沖縄県民の皆さん、またそれに関連するような方々、あるいはこの戦争に対しての評価の問題、こうしたさまざまな中で国旗に対する評価、あるいは意見を持たれる方がたくさんいることは明確であります。単純に国旗を掲げることで共同体や国民を象徴するということはできません。逆にそれを掲げることによって、例えば非常に気分を害するとか、あるいはそれによって非常に大きな負担を考えるとかということですら起こり得るのがこの国旗の問題であります。だからこそ、この問題に関してはやはり慎重に考えていかなければならないというのが、まず第1点であります。

第2点目の問題として、この陳情の中には共同体である郷土の愛西市や祖国たる日本並びに同市民や国民へ一礼をしろというようなことや、あるいは今回の3・11の東日本大震災にかんがみて、国旗を排除する方があえてきずなを断ち切り孤立を深める不自然な行為であるというような形で、国旗に対するさまざまな感情を認めずに、あくまでもそれが非常識であるような形で一方的に論じている点も大きな問題であります。

そして、第3点目の問題として、議場に国旗を掲げるかどうかということでありますが、やはり議場は思想・信条の違いがあることを前提とし、その中でそうした市民の皆さんのためにさまざまな意見を闘わす場であります。だからこそ、こうしたことをやる上では全会一致等のことが必要であると思います。その点でも、こうした国旗及び市旗を掲揚するということについて、支援、賛成をすることはできません。

以上で反対討論を終わります。

### 〇議長 (大宮吉満君)

ほかに。

[挙手する者あり]

3番・吉川議員。

### 〇3番(吉川三津子君)

私は、この日の丸を議場に掲げることに対して、一個人としては賛成でも反対でもないという立場であります。

しかし、先ほど真野議員から発言がありましたように、さまざまな考え方のある中、この陳 情書の中では国旗に対して一礼をさせるなど、私としてはこの陳情書の中から戦争をイメージ するような内容ではないかということを感じました。こうした中で、反対者がある中、強制的 に国旗をこの議場に掲げることに対しては反対をいたします。これは全会一致でやはり決める べきであるということが理由。

そしてこの陳情書の中には、そうした少し思想的に偏りがある内容が含まれている、そういった2点におきまして、私はこの陳情書に反対をいたします。

#### 〇議長 (大宮吉満君)

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

12番·岩間議員。

#### 〇12番(岩間泰彦君)

愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

国旗及び市旗の掲揚については、日本国民として、ひいては愛西市民として当然のことと思います。日本の国旗、日の丸について、掲揚を反対する人々の気持ちは到底理解できません。日本は島国であり、侵略されたことがなく、単一民族ですので国旗についての思いが民族的に強くない、希薄ではないかと私は思っております。多民族の集合体、人種のるつぼと言われるアメリカ人の国旗への思いは強く、象徴としての星条旗のもと一つとなっております。隣国である中国及び韓国での反日感情としての日の丸への憎しみを日本国民は理解できないのではないか。以上が歴史的見方ではありますが、国と国の威信をかけたスポーツ競技における日本人は、象徴である国旗のもと一つとなり大声援を送っており、気分も高揚いたします。サッカーの試合における国旗を振っての若者の熱狂を見ていると、国民の誇りさえ感じます。

陳情書が理由として東日本大震災の起こった今この時期の提案理由はいかがかと思いますし、 ほかにも疑問の理由がありますが、議場に国旗及び市旗を掲揚する陳情には賛成といたします。 なお、議場のどこの場所に、どんな方法で掲揚するのか、時期はいつにするかなどは、今後協 議することとし、条件つきで賛成といたしたい。

以上、私の意見を少し述べながら、議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情書についての 賛成討論といたします。

### 〇議長 (大宮吉満君)

ほかに。

「挙手する者あり〕

2番・島田議員。

# 〇2番(島田 浩君)

陳情第9号:愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情に、賛成の立場で討論 いたします。

現在、公の式典や教育現場、さらに各種市民大会の開会式等において、国旗としての日の丸の掲揚は世間一般に広く行われており、一般的にこれらの式典におけるごく自然な儀礼的振る舞いであると認識されております。一方、国際社会においては、他国の国旗に対する敬意の表明は国際常識、国際マナーとされ、これに反するような行動は国際的儀礼の上で好ましいこととは言えません。

ますます国際化が進む今日こそ、平和的な国家及び社会の形成者としての自覚と、自国の伝統や文化に対する正しい理解を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することが

求められています。そして、他国の国旗に対して敬意を持って接するという国際常識を身につけるためにも、自国の国旗や市旗に対する敬意がまずは必要でないでしょうか。

しかしながら、日本の国旗については、かねてより国民の間に少なからず議論があるところであり、日本の国旗に否定的な意見の多くは日の丸が戦前の軍国主義等の関係で、一定の役割を果たしたものとするものでございます。それらの意見によれば、日の丸は過去のある時期の日本のありようを想起させ、また同じ過ちに駆り立てることを危惧するということであろうと考えます。

しかし、現在の日本は再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を掲げており、このことを尊重しております。私たちは、日本の歴史の正と負の部分を何のわだかまりも持たず、率直な気持ちで直視することで、みずからと日本を愛し、誇れる未来へ向けて大きな一歩を踏み出すことができます。

陳情の理由の中の一つに、国旗に一礼をすることが記載されてありますが、これは個人の心情にかんがみて、強制すべきではないと考えます。しかし、陳情の要旨であります議場に国旗及び市旗の掲揚については、以上の理由から賛成といたします。

# 〇議長(大宮吉満君)

ほかに。

[挙手する者あり]

15番・日永議員。

#### 〇15番(日永貴章君)

愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情書につきまして、賛成の立場で討論 させていただきます。

まず初めに、先ほどの反対討論にもありましたが、さまざまな立場、考え方ある中、慎重に 審議が必要との意見もありながら、今陳情の取り扱いを審議する中、議会運営委員会で慎重派 も賛成され、上程され、この陳情に対して賛否がとられることをとても残念に思います。

私自身も悩みに悩んだ末、陳情の理由には大変問題がある部分もあると感じておりますが、 まだまだ議論が必要である内容でもあると思います。しかしながら、求められている陳情の要 旨、要望の国旗・市旗の掲揚については賛成でありますので、賛成とさせていただきます。

## 〇議長 (大宮吉満君)

ほかにいいですか。

[発言する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、陳情第9号は採択と決定いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第7・議案第36号(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第7・議案第36号:愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇総務部長(石原 光君)

議案第36号:愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部 改正について、説明を申し上げます。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年愛西市条例 第38号)等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であり ます。

提案理由といたしましては、障害者自立支援法の改正に伴いまして、介護補償等に関する規 定の改正が必要になったからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第13号:愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例ということで、今回の改正の内容につきましては、障害者自立支援法、いわゆる法の改正により本条例で引用しております法令条項にずれが生じたことによりまして規定の整理を行うというのが改正の内容でございます。

それで、おめくりいただいた条文の中に、今回関係する六つの条例について整理をさせていただいております。いずれも先ほど申し上げましたように、条項のずれによる一部改正でありまして、現行の条例の規定の内容が大きく変わるものではありませんので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

なお、別紙に資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますが、あくまで も条項のずれということで、後ほど御精読いただきたいというふうに思っております。

そして附則の関係でございますが、第1条、第3条、第5条の規定につきましては公布の日から、第2条、第4条、第6条の規定につきましては平成24年4月1日から施行するという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

◎日程第8·議案第38号(提案説明)

〇議長(大宮吉満君)

次に、日程第8・議案第38号:愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

それでは、上程となりました議案第38号について御説明を申し上げます。 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと する。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、改正する必要が あるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第15号:愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部を改正する条例。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。内容につきましては、 資料として新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらの方で説明をさせていた だきます。

はねていただきますと、資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

改正の内容につきましては、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を改正するものでございます。 改正前の支給対象者は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項によって規定をされて おりまして、その範囲は配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされておりまして、兄弟姉妹、そ の他の親族、または親族以外の者は含まれておりませんでした。また、遺族につきましても当 該死亡者の住所地の住民であるということ、あるいは死亡当時、死亡者を扶養していたこと等 の要件は必要とされておりませんでした。今回の改正では、遺族の範囲に兄弟姉妹を加えるも のですが、支給に当たっては死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくして いた者で、配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り、兄弟姉妹に対 し支給されるものでございます。

改正後の条文につきましては、先ほど申し上げました同居、または生計同一及び配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り、兄弟姉妹に支給されるよう第4条第1項第3号を追加するものでございます。第4条第1項第1号の改正につきましては、ここで兄弟姉妹を除くことを追加しておりますが、今回の兄弟姉妹の追加につきましては、先ほども申し上げましたように生計同一、同居しており、しかも遺族がいない場合に限られております。この文言を追加することによりまして、その他の遺族より先に兄弟姉妹に支給されることのないように条文を追加するものでございます。

お戻りをいただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというものでございます。

今回の改正につきましては、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ行われたものであり、 平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されるものでございます。以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第9・議案第39号(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第9・議案第39号:愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇市民生活部長 (篠田義房君)

それでは、議案第39号について説明をさせていただきます。

議案第39号:愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日提出、市長名。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が 市制を施行することにより、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知 事許可)を変更する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)の一部を次のよう に変更する。

それでは、内容の説明をいたしますので、別添資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

こちらの別表第2の4の項中、「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

もとに戻っていただきまして、附則としまして、この規約は平成24年1月4日から施行する というものであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

# ◎日程第10・議案第40号から日程第12・議案第42号まで(提案説明)

### 〇議長(大宮吉満君)

次に、日程第10・議案第40号から日程第12・議案第42号までを一括議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

## 〇上下水道部長 (大島静雄君)

議案第40号、議案第41号、議案第42号について御説明させていただきます。

まず、議案第40号でございます。

愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の 提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市東八幡町地域し尿処理施設。指定管理者となる団体、 愛西市勝幡町緑町170番地2、東八幡浄化センター。指定期間、平成24年4月1日から平成29 年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料としまして、指定管理者の選定結果をつけさせていただいております。お目通しをいた だきたいと思います。

なお、議案第41号、次の議案でございますが、指定期間、指定理由につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はねていただきまして、議案第41号:愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指 定について。

愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市西八幡団地地域し尿処理施設。指定管理者となる団体、愛西市小津町江新田61番地、西八幡団地浄化センター管理組合でございます。

資料としまして、指定管理者の選定結果をつけさせていただきますので、お目通しをいただ きたいと思います。

続きまして、議案第42号でございますが、指定期間、指定理由につきましては議案第40号、 議案第41号と同様でございますので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いした いと思います。

議案第42号:愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理の指定について。

愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の 提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市諸桑団地地域し尿処理施設。指定管理者となる団体、 愛西市諸桑町東浦95番地1、諸桑団地浄化センターでございます。

資料としまして、指定管理者の選定結果をつけさせていただいておりますので、お目通しを いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いしたいと思います。

## ◎日程第13・議案第43号(提案説明)

### 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第13・議案第43号:市道路線の廃止についてを議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

# 〇経済建設部長 (加藤善巳君)

それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

議案第43号:市道路線の廃止について。

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございま す。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、資料の路線廃止図をごらんください。

2176号線の終点部分の箇所について、流通業務施設が建設され、隣接する企業から払い下げの申請があり、現地を調査しました結果、支障がないと判断をいたしましたので、その一部について払い下げをいたしたく、2176号線について再編を行うため廃止をお願いするものでございます

よろしくお願いをいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### ◎日程第14·議案第44号(提案説明)

#### 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第14・議案第44号:市道路線の認定についてを議題といたします。 提案理由及びその内容の説明を求めます。

## 〇経済建設部長(加藤善巳君)

それでは、議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号:市道路線の認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからで ございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1枚おめくりください。

合わせて12路線、1,081メートルでございます。払い下げを行う部分を除き、新たに認定をお願いするものとして、2176号線の1路線、309.4メートル。そして、集落の往来道路等で市道路線として認定していただきたいと地元要望があり、認定をお願いするもとして、1571号線、1572号線、1574号線、8314号線、8315号線の5路線、258.1メートル。開発等により道路として寄附されたものとして、1573号線、1575号線、2363号線、8313号線、9345号線の5路線、331.1メートル。そして、道路改良工事で新たに新設する道路として2364号線の1路線、182.4メートルでございます。この路線箇所につきましては、資料として路線認定図を添付させていただいておりますので、後ほどごらんをいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、今回この議案を御承認いただきますと、愛西市全体としての認定道路は路線数3,231 路線、延長にしまして100万9,535メートルほどになる予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(大宮吉満君)

時間も大分たちました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時05分といたします。 よろしくお願いいたします。

> 午前10時55分 休憩 午前11時05分 再開

# 〇議長 (大宮吉満君)

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

## ◎日程第15・議案第45号(提案説明)

#### 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第15・議案第45号:平成23年度愛西市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### 〇企画部長(山田喜久男君)

それでは、議案第45号:平成23年度愛西市一般会計補正予算(第3号)について、主な内容について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ11億3,093万1,000円を追加し、総額を歳入歳 出それぞれ238億2,274万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明をいたします。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

第8款の地方特例交付金につきましては、額の確定により964万8,000円の減額補正をお願い しております。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により8億4,354万4,000円を追加 計上させていただいております。

第13款国庫支出金では1億8,243万3,000円の減額、第14款県支出金では1,951万5,000円の追加の補正をそれぞれ計上させていただきました。これにつきましては、子ども手当法の改正に伴う大幅な減額と、歳出で各事業に関連する歳入財源として補正計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次ページをお願いします。

第17款繰入金では、1目財政調整基金繰入金で、当初予定をしておりました繰入額を6億3,475万1,000円を減額し、3目のふるさとづくり事業推進基金繰入金で、助成事業の要望増のため1,000万円を増額計上させていただいております。

第18款の繰越金につきましては、9月に御承認をいただきました繰越金を全額計上させていただき、一般財源の収支を図っておりますのでよろしくお願いをいたします。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明をいたします。

説明者が前後して大変恐縮でございますが、まず私の方から、13ページ、14ページをお開き いただきたいと思います。

第2款総務費、11目基金費の25節積立金について、まず私から御説明申し上げます。

財政調整基金積立金では、前年度決算剰余金の2分の1相当額を積み立てるため7億1,736万円を追加計上させていただきました。公共事業整備基金積立金におきましては、統合庁舎整備事業など公共事業に備えるため、6億3,300万円を積み立てる内容で追加計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に総務部長より御説明申し上げます。

## 〇総務部長(石原 光君)

それでは、私の方からは総務部関係と人件費全般について御説明をさせていただきたいと思います。

前後して申しわけございませんけれども、最初に今回の人件費の補正について御説明を申し上げたいと思っております。

今回の人件費の補正につきましては、4月1日の人事異動、昇格を含む人事異動、それに関連する給料の調整等、それから人事院勧告により補正をお願いするという内容で人件費の補正を今回お願いしておるわけでございます。

恐れ入りますけれども、一般会計補正予算の一番最後、25ページの方に、人件費の給与費明 細書をつけておりますので、そちらの方で総括的に御説明申し上げたいというふうに思っております。

まず総括の方で、補正後の職員数の関係でございますが、475人という数字になっております。これは当初より7人の減少となっております。この7人の減少についてちょっと御説明を申し上げます。これは、一般会計の当初予算の人件費に算入をしておりました職員の特別会計への移動が2名、それから当初予算編成後に3月までに、22年度中に退職の申し出がありまして、その退職した職員が2名、そして23年度中、これは今回の補正予算を策定する前までに申し入れがあった退職者、これ3名おりまして、それを加減しますと実質7名減という形の増員があったという状況であります。

そして各款におきましては、それぞれ今回補正予算の方で人件費を計上させていただいておりますけれども、給料、職員手当及び共済費で増減が生じております。給料で5,148万5,000円の減、職員手当で3,427万6,000円の減、そして共済費で1,886万8,000円の減、合わせまして1億462万9,000円の人件費の減額補正をお願いするという内容でございます。

今回の人事院勧告による影響といたしましては、給料月額の改正に伴うものといたしまして、225万2,000円の減、平成23年12月に支給する期末手当の特例措置によるものは320万6,000円の減額と。これは後ほど給与条例の改正で御審議をお願いするわけでございますけれども、そこの資料の方にも先ほど申し上げました影響額等についてはお示しをさせていただいたところでございます。そして今回の減額の要因につきましては、先ほど申し上げました退職者7名の影響が大きかったということで、今回補正として取りまとめて計上させていただいております。

なお、人件費の補正が関連する特別会計につきましても、それぞれ予算書の最終ページに給 与費明細書を記載してございます。これらの特別会計の増員は、いずれも人事異動に伴います 過不足が生じたことにより、その補正をお願いするというのが主な内容でございますので、そ の点よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、前後して申しわけございませんけれども、先ほどの13ページ、14ページへお戻り をいただきたいと思います。

まず目13のふるさとづくり事業推進助成金の関係でございますけれども、これは町内会等が

実施する助成事業等の要望が今年度多くありまして、この状態ですと助成金に不足を生じるお それがあるということで、今回1,000万円の追加をお願いするというものでございます。

それから、項2の徴税費、目2の賦課費の関係でございますけど、来年度の確定申告の事務が始まるわけでございますけれども、その確定申告関係事務の補助者として人材派遣を受けまして、その事務従事者を充てたいということで、今回人材派遣委託料といたしまして67万9,000円の追加をお願いするという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、福祉部長より御説明を申し上げます。

## 〇福祉部長 (加賀和彦君)

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から御説明をさせていただきます。

まず、11節の需用費で26万7,000円の補正をお願いいたしております。12節の役務費で16万6,000円。13節の委託料で30万3,000円でございます。こちらにつきましては、関連する経費でございまして、地域支え合い体制づくり事業補助金を活用いたしまして、重度の障害者の方々に救急医療情報キットを配布するものでございます。11節の需用費の消耗品では、この救急医療情報キットを購入する経費でございます。印刷製本費につきましては、事前にお知らせをする等の印刷費用でございます。12節の役務費につきましては、事前通知等のお知らせ用の切手代等でございます。それから、13節委託料につきましては、救急医療キットの配布委託料ということで、シルバー人材センターに配布をお願いするものでございます。

18節備品購入費で157万円の補正をお願いいたしております。社会福祉施設の備品でございまして、障害者就労支援施設、昨年までは福祉作業所と言っておりましたが、そちらの方の4施設と立田第2社会福祉会館にAEDを配置するものでございます。それから19節の負担金、補助及び交付金でございますが、52万5,000円の補正をお願いいたしております。補助金といたしまして、新事業移行促進事業ということで、障害者自立支援法により施設の体系が変わりまして、新しい体系へ移ることになりました施設に対して補助するものでございます。それから、事務処理安定化支援事業につきましては、そういった施設で事務職員を手厚く配置した場合の補助金でございます。20節の扶助費でございます。5,600万円の補正をお願いいたしております。障害者自立支援給付費でございます。居宅介護、ヘルパーさんの派遣でございますが、そういった給付、あるいは生活介護、ケアホーム、就労継続支援施設等の利用者が増加したことによります補正をお願いするものでございます。重症心身障害児・者短期入所利用支援費でございますが、重症心身障害児・者を受け入れる指定短期入所事業所に対して必要な経費を助成するものでございます。償還金、利子及び割引料で371万7,000円でございますが、障害者福祉関係補助金の返還金といたしまして、22年度補助金の精算に伴う返還ということでございます。よろしくお願いいたします。

はねていただきまして、2目の老人福祉費で582万3,000円の補正をお願いいたしております。 11の需用費の消耗品費、印刷製本費、並びに12節の役務費の郵便料、それから13節委託料の 100万5,000円の補正ですが、そのうちの救急医療キット配付委託料でございますが、こちらは 先ほどの障害者と同じように老人世帯に対しまして地域支え合い体制づくり事業補助金を活用 して救急医療キットを配付するものでございます。内容は、先ほどの障害者と同様でございま すのでよろしくお願いいたします。

それから11節の修繕料でございますが、33万円の補正でございます。包括支援センターのサブセンターを佐屋の保健センター内に設置するに当たりまして、部屋の修繕を実施するものでございます。それから12節の役務費で保険料、自動車損害保険料でございますが、包括支援センターサブセンター用の自動車の保険料でございます。13節委託料の包括サブセンター電算機器配線設置委託料40万円でございますが、電算機器の配線をするものでございます。18節備品購入費でございますが、262万3,000円の補正をお願いいたしております。サブセンターの備品並びに公用車をお願いするものでございます。27節の公課費につきましては6,000円で、自動車重量税、サブセンターの重量税でございます。よろしくお願いをいたします。

繰出金につきましては介護保険の方でも説明させていただきますが、人件費補正の財源とい うことで繰り出しをさせていただきます。

2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。7,000円の補正でございますが、こちらは特別児童扶養手当事務取扱交付金の22年度の精算に伴うものでございます。

2目の児童措置費で 2 億3,842万円の減額補正ということになっております。こちらにつきましては、まず13節委託料で100万円の補正をお願いいたしております。これは、子ども手当システム改修委託料でございますが、10月から手当額が改定されたことによりますシステムの改修の費用でございます。20節扶助費で 2 億3,955万8,000円の減額補正をお願いいたしております。子ども手当給付費でございます。実績見込みによる減額補正でございますが、子供の人数が当初見込みより下回ったということもございますし、それから手当額が当初予算編成時におきましては、3 歳未満児が 2 万円になるというような言葉がございまして、そういった経費で予算を組みましたけれども、最終的には 1 万5,000円にとどまったということ。それから、第 3 子につきましては 1 万3,000円から 1 万5,000円に上がりました。こちらの方は増額になります。それから、第 1 子、第 2 子につきましては、3 歳以上から中学生までの第 1 子、第 2 子につきましては 1 万3,000円が 1 万円になったことが減額となりました主な要因でございます。よろしくお願いをいたします。23節の償還金、利子及び割引料で13万8,000円でございますが、子ども手当事務取扱交付金返還金ということで、こちらも22年度の精算に伴うものでございます。

3目の保育園費で847万7,000円の補正をお願いいたしております。こちらは、18節備品購入費ということで847万7,000円の補正をお願いいたしております。保育園12園、児童館12館、それから幼稚園 3園にAEDを設置するための費用でございます。こちらにつきましては、子育て支援対策基金事業費補助金を活用して設置をするものでございます。

それから、3項生活保護費、2目生活扶助費で1,602万円の補正をお願いいたしております。 20節扶助費、生活扶助費でございます。生活保護世帯の増加に伴いまして補正をお願いするも のでございます。 続いて、市民生活部長より説明させていただきます。

# 〇市民生活部長 (篠田義房君)

それでは、私の方からは市民生活部に関係する主なものを説明させていただきます。

まず15ページ、16ページの一番下段のところに、国民健康保険特別会計繰出金という形になっておりますが、これは特別会計の方で説明をさせていただきますけれども、人件費の関係でございます。

次に19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、こちらの方の負担金、補助及び交付金におきまして、休日急病診療所の方の診療収入の増等、こういった関係で本年8月19日開催の海部地区急病診療所組合議会において、その補正予算が議決されたことに伴いまして、当市の負担金分であります285万2,000の減額の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

次は、経済建設部長より御説明申し上げます。

# 〇経済建設部長(加藤善巳君)

それでは、21ページ、22ページをお開きをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料におきまして、訴訟弁護士委託料といたしまして210万円の補正をお願いしております。これにつきましては、総合斎苑道路整備事業の損害賠償等請求事件について裁判が終了いたしましたので、それに伴う弁護士の訴訟費用でございます。よろしくお願いをいたします。

続いて、消防長から御説明申し上げます。

# 〇消防長 (横井 勤君)

それでは、消防費について御説明申し上げます。

同じく21ページ、22ページをごらんいただきたいと思います。

9款1項2目非常備消防費の19節負担金、補助及び交付金におきまして、公務災害補償等共済基金損害補償として877万8,000円の追加をお願いしております。これにつきましては、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は253人であり、大部分が公務中の災害による殉職と想定されておりまして、消防基金が支払う災害補償総額は約200億円が見込まれるため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により、平成23年度に限った措置として団員1人当たり2万2,800円の掛金の引き上げがなされたことに伴うものであります。

以上で補正予算の説明を終了させていただきます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第16・議案第46号(提案説明)

# 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第16・議案第46号:平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

# 〇市民生活部長 (篠田義房君)

それでは、議案第46号:平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

まず、事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億2,820万7,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ79億711万6,000円とし、次に直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 1 億6,254万1,000円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について説明をさせていただきます。

まず最初に、事業勘定の歳出関係であります。補正予算書の8ページ、9ページをお開きい ただきたいと思います。

1 款総務費の関係につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加補正と診療報酬明細書オンライン化稼働変更によるレセプト点検業務委託料23万4,000円の追加をお願いいたしております。

2款の保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費におきましては3億5,000 万円の追加を、また同款同項2目退職被保険者等療養給付費におきましては5,000万円の追加 をお願いいたしております。

そして、11款諸支出金につきましては、償還において交付額の確定によりまして、国県支出金返還金7,133万円、それから退職者療養給付費交付金の返還金といたしまして4,639万9,000円、それぞれお願いをいたしております。

補正予算書の6ページ、7ページの方へお戻りをいただきたいと思います。

事業勘定の歳入についてでありますが、2款国庫支出金においては1億1,900万円の追加をお願いし、3款療養給付費等交付金におきましては3,500万円の追加、また8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、一般会計でも少し触れましたけれども、人事異動等に伴うものの経費としまして1,024万4,000円の追加をお願いいたしております。

そして、9款繰越金においては3億6,372万9,000円の追加計上をお願いするものでございます。

次に、直営診療施設勘定についてであります。

こちらの方の補正予算書8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出につきましては、これは人事異動に伴う人件費の追加でございます。財源といたしましては繰越金を充当いたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第17・議案第47号(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第17・議案第47号:平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇市民生活部長 (篠田義房君)

それでは、議案第47号:平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,451万円とするものでございます。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

歳出につきまして、保険料還付金において前年度の同時期に比べますと、現在1.7倍強の還付金の支払いが発生いたしております。こういった伸びの関係から今後を見込みまして40万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思いますが、保険料還付金として40万円の追加をお願いしてございます。ちなみにこのお金は、先ほどの歳出に伴って広域連合より入ってくるものでございますので、申し添えをさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第18・議案第48号(提案説明)

## 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第18・議案第48号:平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

# 〇福祉部長(加賀和彦君)

議案第48号:平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をさせていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,665万3,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,411万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、保険事業勘定、サービス事業勘定ともに人事異動による人件費の補正 でございます。

歳入につきましては、保険事業勘定では歳出における増減分をそれぞれ負担割合に応じて増減するものでございます。サービス事業勘定の歳入につきましては、歳出の減額補正分を保険事業勘定の繰り入れを減額するものでございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第19・議案第49号(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第19・議案第49号:平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算(第

1号) についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇上下水道部長 (大島静雄君)

議案第49号:平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,824万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動によります人件費を計上させていただいております。 一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。よろしくお願いしたいと思います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

◎日程第20・議案第50号(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第20・議案第50号:平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇上下水道部長 (大島静雄君)

議案第50号:平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ448万6,000円を追加し、それぞれ総額を12億5,945万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動によります人件費を計上させていただいております。 一般会計からの繰入金でございます。

よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第21·請願第 1 号 (提案説明)

# 〇議長 (大宮吉満君)

次に、日程第21・請願第1号:子ども医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

## 〇5番(下村一郎君)

子ども医療費無料化の拡充を求める請願につきまして説明させていただきます。

請願第1号の内容でございますが、最初に私が請願の紹介議員になぜなったのかを御説明いたします。

西條町で出会った3人の若いお母さんたちからは、我が家の子供は来年中学生になりますが、 ぜひ医療費の無料化を進めていただきたい、こう3人のうちの1人が申されました。また、東 保町でお会いしたおばあさん、お母さん、子供の3人連れのおばあさんは、市になったら他町村より福祉が遅いのは合併したからですかと、医療費の無料化がおくれていることを批判されました。私が紹介議員になった最大の理由は、今述べた声にこたえたいということからでございます。愛西市を子育て第一のまちにする第一歩として、この請願を採択してくださるように議員各位にまずお願いし、請願の内容を朗読して提案にかえさせていただきます。

請願者、新日本婦人の会佐織支部長、愛西市勝幡町緑町35、恒川光子ほか3名。紹介議員、 私ほか2名。

請願の趣旨。今や少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来生産年齢人口の減少など、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。少子化の一因に安心して子供を産み育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあり、子供の医療費負担は大きなものとなっています。病気の早期発見、早期治療ためにも、子供の心身の健全な発達を促すためにも、いつでもどこでも医療費の心配なく安心して医療を受けられるよう願ってやみません。

愛知県下の子供の医療費無料化は、現在中学校卒業までの入・通院無料は54自治体中37自治体(10月1日現在)で実施しており、今後6自治体で実施される予定です。最近では、対象年齢を高校卒業まで拡大する動きも出てきています。

愛西市の子供医療費無料化は、現在通院は小学校卒業までを対象としていますが、安心して 子供を産み育てることのできる愛西市にするために、子育て支援対策として中学校卒業まで子 供の通院医療費の無料化を拡大するよう求めます。また、子供の医療費無料化を中学校卒業ま で行えるよう国に対して支援するよう愛西市議会として意見書の提出をお願いいたします。

請願項目1.子供の医療費は、入・通院とも中学校卒業まで完全無料化にすること。2.子供の医療費は、すべての自治体で中学校卒業まで無料化が行えるよう、国の支援を求める意見書を提出すること。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

◎日程第22・陳情第14号から日程第27・陳情第22号まで(提案説明)

〇議長 (大宮吉満君)

お諮りいたします。日程第22・陳情第14号:『子ども・子育て新システム』に反対する意見書提出を求める陳情について、日程第23・陳情第15号:「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情について、日程第24・陳情第16号:介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、日程第25・陳情第17号:国に原子力行政の見直しを求める意見書採択に関する陳情について、日程第26・陳情第19号:安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の確保・拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について、日程第27・陳情第22号:「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情についてを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### ◎日程第28・議案第37号(提案説明・質疑・討論・採決)

#### 〇議長(大宮吉満君)

次に、日程第28・議案第37号:愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題 といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### 〇総務部長(石原 光君)

それでは、議案第37号:愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について説明を申し上 げます。

愛西市職員の給与に関する条例(平成17年愛西市条例第45号)等の一部を改正する条例を別 紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成23年9月30日出されました人事院の国会及び内閣に対する給 与改定に関する勧告にかんがみまして、職員及び任期つき職員の給料月額の改定をするに伴い、 本条例を改正する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第14号:愛西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、 ここから内容の説明につきましては本日お手元の方に資料2ということで、愛西市職員の給与 に関する条例等の一部改正の概要というものが条例に添付をされておりますので、そちらをも とに御説明を申し上げますので、恐れ入りますけれども資料2をお願いしたいというふうに思 っております。

まず初めに、このたびの給与改定の内容と考え方でございますけれども、民間給与との格差、いわゆるマイナスですね、それを解消するために、今回50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた給料月額の引き下げ改定を実施すると、これが人事院勧告の趣旨でありまして、それに基づいて本市も給料表を改正するというものであります。

次に、改正点を順に説明させていただきます。概要の方に目を通していただきたいというふ うに思っております。

まず1につきましては、公務と民間の給与格差、それを解消するため中・高齢層、これは40歳代以上ということでございますけれども、それを念頭に平均改定率、愛西市の場合は0.2%の給料表の引き下げを行うという改正内容であります。したがいまして、行政職給料表と単純労務職の給料表が対象になり、改定をお願いするというものであります。

次に2につきましては、平成18年4月に実施をされております給料表の切りかえどきに保障された経過措置額の引き下げを行うものであります。(1)のアにつきましては、平成21年改正条例で規定のされた減額改定職員につきましては、平成22年の経過措置額の引き下げ率と、今年度の給料表の最大の号給別改定率、これがマイナス0.49%という数字になるわけであります

けれども、それを考慮して定めた率を掛け合わせた0.991を経過措置額に掛けるという一つの内容でございます。次に、(1)のイにつきましては、(1)以外の職員についても同様な措置をとるということでございまして、平成22年の経過措置額の引き下げ率と、今年度の給料表の最大の号給別改定率、これもマイナス0.49でございますけれども、それを考慮して定めた率を掛け合わせた0.9934を経過措置額に掛けるという内容であります。

次に、(2)につきましては、経過措置額につきましては平成24年度は経過措置額として支給されている給料の2分の1を減額、これは減額の上限は1万円というふうに定めておりますけれども、2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日廃止をするという一つの措置であります。

次に、裏面になると思いますけれども、3につきましては、今回の人事院の勧告に基づきまして特定任期つき職員の給料月額の改正を行うものであります。これも前回、任期つき職員の条例の方をお認めいただきましたけれども、その中にうたわれております特定任期つき職員の給料月額もあわせて改正をするというものであります。

それから、4の附則の関係でございますけれども、4月からこの改定の実施時期前月11月までの期間に係る公民格差相当分0.23%を解消するため、12月分の期末手当で減額調整を行うものと。4月までさかのぼることになりますけれども、その減額分については12月の期末手当で調整をさせていただくという内容であります。具体的には、給料表が減額改定となるものを対象といたしまして、平成24年4月分の給料、諸手当に調整率の0.37%と11月分までの8ヵ月分を掛けたものと、それと6月期の期末・勤勉手当に0.37%を掛けたものを12月の期末手当から減額するという内容のものであります。

以上が概要の説明でございますけれども、お戻りをいただきまして9ページの方をお開きいただきたいというふうに思っております。

附則の関係でございますけれども、附則第1条の関係につきましては、今回の条例の施行期日につきましては、第1条と第2条中附則第8項の各号及び第3条が平成23年の12月1日から、第2条中附則第8項の各号以外の部分が平成24年4月1日から施行するというものでございます。

そして、附則の第2条につきましては、先ほど議案第37号資料2の4項目で説明をさせていただいたことが記述されておるというものでございます。

それから、第3条の関係につきましては、これは委任の関係について規定を定めたものであります。

以上で議案第37号の内容説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

# 〇議長 (大宮吉満君)

次に、議案第37号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

14番·加藤議員。

# 〇14番(加藤敏彦君)

資料の3が非常にわかりやすい資料になっているわけですけれども、一つはモデルケースで影響額、例えば45歳の係長で年額2万5,191円のマイナス、それから56歳の課長で年額4万5,087円のマイナスになっておりますけれども、モデルケース以外で実際に一番大きな影響を受ける方はどのくらいかと。

それからもう一つ、先ほどの予算説明との関係なんですけれども、ここでは職員数530人の うち、対象者が209人ですが、先ほどの補正予算でいくと職員数7人減って475人となっており ますが、その違いについての説明をお願いいたします。

あと、321人は影響を受けないということになっておりますが、プラスになる例もあるんで しょうか。

それから、次にラスパイレス指数についてお尋ねをいたします。

平成22年度のラスパイレス指数については、広報でも愛西市は91.2という形で知らされておりますけれども、平成23年度の補正をした場合に愛西市のラスパイレス指数が幾つかわかりましたらお答えいただきたいと思います。

あと、先ほどの補正予算の中では1億を超える人件費の減額になっておりますが、退職者の 影響が大きいという説明でありましたけれども、この人事院勧告の実施による影響額は幾らぐ らいになるか、わかりましたらお願いをしたいと思います。

# 〇総務部長(石原 光君)

幾つか御質問をいただきましたけれども、ちょっと項目ごと前後しますけれども、御了解い ただきたいと思います。

まず、ラスパイレスの関係ですけれども、議員の方からお話がございましたように、22年の4月1日現在で、愛西市91.2でございます。じゃあ23年度はどうなんだという話でございますけれども、まだ具体的にこのラスパイレスの23年4月1日現在のラスについては出ておりません。いろんな要素がございまして、当然今回の給料の改正もありますので、そういった部分が影響してくるのかなという部分もありますので、これはまた出た段階できちっとお示しをしたいなというふうに考えております。

それから、補正予算の絡みの中でもお話がございましたけれども、ちょっと補正に触れますと、この補正予算の方の1億何がしというのは、先ほど議員の方からもお話がございましたように異動分も含めての数字でございますので、それはよく御承知をいただきたいというふうに思っております。

それで、今回の人事院勧告に伴います影響額、これは資料3の方にもちょっと記述をさせていただいておりますように、今回は一応対象者209人、これ対象になるわけでございますけれども、給料月額で225万2,000円、それから当然それに関連するいろんな諸手当が絡んでくるわけでありますけれども、この資料3に書いてありますように影響額としては320万6,000円、合わせまして約545万ほどでこの人勧に関連する影響額が出てくるんではないかなというふうに理解をしております。

あと、すみません。細かい数字になりますので、担当課長の方から御答弁申し上げます。

# 〇人事秘書課長 (伊藤辰明君)

影響額につきましては、今、総務部長が説明をさせていただきました。

あと、議員の御質問に321人、対象者外の方で、逆にプラスになる方はいるのかという御質問でしたが、そういった方はいないということでございます。

532人と475人でございますが、475人というのは一般会計の職員の数で、532人というのは特別会計も含んだ数字で、そういったことでちょっと人数の変動ということが違ってくるということでございます。

あと、影響額で最大の影響額を受ける者につきましては、やはり7級の部長職でございまして、最大でこちらの方の試算ですと5万7,771円というふうに把握してございます。よろしくお願いします。

### 〇議長 (大宮吉満君)

よろしいですね。

[挙手する者あり]

21番·山岡議員。

# 〇21番(山岡幹雄君)

失礼します。ちょっと二、三点御質問させていただきます。

先ほど加藤議員からもありましたように、愛西市のラスパイレスが91.2ということでございますが、実際、地方公務員の給料水準が平成16年から7年連続国家公務員を下回り、平成22年4月1日現在で98.8、これは全国の平均が98.8であり、町村は95.1である。その中で最高が横浜市で105.1、最低が大分県の姫島村というところで71.4という中で、実際人事院に基づいて下げなければならない理由、実際このようなことで年々給料改正がされる中、人事院の勧告に基づいて愛西市のラスパイレスが91.2にもかかわらず下げると。それで、209人の方が影響があるということですが、実際なぜしなければならないのか、その理由を一つお聞かせください。

それと、これは参考までにお伺いしたいんですが、行政職給料表は職務の給料が愛西市は7級で給料表を示してあるわけですが、愛知県下の状況と、あと12月号の広報にも記載してありますが、今年度、次長、主幹の管理職がふえた中で、なぜ一役職一等級じゃないかの理由を参考までにお示しください。

# 〇総務部長(石原 光君)

議員の方からラスパイレスとの絡みで、なぜこうした給料の引き下げをやらないかんかという御質問をいただきました。

たしか昨年もそういったような趣旨で御質問をいただいたんじゃないかなと私記憶しておりますけれども、やはり今の制度、いわゆる本制度ですね、そういったものをとらえた場合に、まず大前提は今の人事院勧告という制度に準拠した形で改定をするというのが基本的な考え方であろうというようなとらえ方を市はいたしております。

そして御案内のとおり、この人事院の関係につきましては、私ら公務員にとっては議員おっ

しゃるように、年々引き下げられてきているわけでありますけれども、やはりその前提として一般論として数年ほど引き下げがされておるわけですけれども、当然引き上げがされたという状況もある中で、従来から人事院に準拠した形の給与改定がされているというのが一つの流れであるというふうにも思っております。そして大事なことは、民間と給与水準の均衡を図るための人事院勧告に準拠すると、この前提は人事院の方からの勧告の趣旨にも今回うたわれておりますけれども、やはり情勢適応の原則というのがあります。これは、地方公務員法14条にもうたわれておりますように、我々公務員というのは、給料、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないと、これが大前提です。これは人事院の方でもそれはきちっとそういった趣旨というものを原則で守られた中で、こういった人事院勧告というものが勧告されるというふうに私どもはとらえておりますので、当然ながら今現状といたしましては人事院勧告に準拠した形での条例改正というのが基本的な考え方であろうということで今回もお願い申し上げております。

それから、ラスパイレスの関係でありますけれども、確かに全国的な平均、あるいは町村の 平均というものもお話がございました。私ども22年の4月1日現在91.2ということで、前年度 より1.8ポイント上がっております。そして、ラスパイレスだけで給料が高い低いという一つ のとらえ方もあると思います。確かにそれは一つの指数になるというふうに思っております。 しかし、給与の構造、実態というのは、議員も御承知のとおり職員数にもかかわってきますし、 それから市町村団体の人口、それから産業構造、一番大きなのは財政力というもの、いろんな ものが加味された中で、当然民間でもそうであります。その会社が黒字になれば職員の給料と いうのは当然上げるという措置がとられています。じゃあそれらが公務員に適用されるかとい うと、一概にそうは言えません。ですけれども、そういった産業構造とか自治体のいろんな特 色がある中での財政力の豊かなところというのは、やはりそういった職員の給料の底上げがさ れておるんじゃないかというとらえ方もできます。じゃあそれが現状愛西市に訴えた場合どう でしょうかというような疑問も残るわけで、当然人勧の方は給料表そのものを引き合いにされ ましたけれども、今後のラスパイレスの関係についてまた別の次元の方で、給料改定とは別に、 当然職員の給料の底上げというのは、少なくとも第一歩として1.8ポイント上がっております ので、そういった状況の中でこれから一応そういった措置がとれるものであるならばとってい くというのが一つの考え方ではなかろうかなというふうに思っております。

それから、7級の関係でありますけれども、御指摘のとおり愛西市におきましては、合併時に7級制という制度、等級表を用いてきょう現在まできております。他市は8級制を導入しているところもあります。ただ、8級制の移行につきましてはよく内部で検討をしなければなりませんし、また当然将来的に8級制への移行ということで、当然条例改正が必要になってきますので、またそれはそのときにまた御審議をいただければなというふうに思っております。

### 〇人事秘書課長 (伊藤辰明君)

議員のおっしゃられた一階級一役職というお話でございます。

確かに現在愛西市では2級が主任・主事、3級係長・主任、4級課長補佐・係長というぐあ

いに、級によって2役職にまたがっているところもございます。確かに8級制を導入すればそういったことが解消になるというメリットもございますが、当然8級を導入しまして、それを移行するということになりますと、職員の給与総額が明らかに増加になることが一方で懸念をされます。そうしたこともございますので、地域の経済状況を考えまして、この時期に行うべきかどうかということも含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 〇21番(山岡幹雄君)

御答弁ありがとうございました。

参考までに、人事院勧告が、報道ではなくなるということで、総務省に入るというようなお話も伺っております。人事院勧告、人事院がなくなった場合、愛西市の対応はこれからどのようにされるか、その辺お答え願えませんでしょうか。

## 〇総務部長(石原 光君)

人事院がなくなるという、まだ詳細な具体的なものは私もつかんでおりません。ただ、これはその時点で、なくなった場合どうするかという一つの形について、今ここでこうなります、こうしますという考え方は持っておりません。いずれにしても私どもは先ほど申し上げましたように、人事院、そういった準則、あるいは勧告がなされれば、それに準拠した形で市としては改正をお願いしようという基本的な考え方に変わりありませんので、それはそれとしてその時点でまた判断をしたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

### 〇議長 (大宮吉満君)

5番・下村議員。

# 〇5番(下村一郎君)

少しお尋ねします。

まず、ラスパイレスの話が出ています。ラスパイレスが91、先ほどの質問でもありましたように全国の市の平均が98と。91というのは低いのか、低くないのか。ラスパイレスでいった場合ですよ。ほかに比較をするものがあるのか。つまり、ラスパイレス以外で比較することができるものがあるのかどうか。それが一つお伺いしたいと思います。

それから、人事院勧告についてでありますが、人事院勧告は御承知のように国家公務員や地 方公務員に対するストライキ権を回避したためにつくられた制度でありまして、これは働かれ る公務員の皆さんが制限を受けた結果、出てきておる制度ではなかろうかと思うわけですね。 そういう意味で言えば、人事院の勧告は意味があったんだろうとは思いますが、あれは国家公 務員の勧告でありまして、市町村については人事院勧告を行う義務がどこにあるのかなという 疑問を持ちますが、この点についてどうなのかお聞かせを願いたい。

仮に今回のラスパイレスがこれだけ、91しかないのにまた下げる、つまり低いところはまだ下がってしまう、こういうようなことはおかしな話で、今回はラスパイレスが低い愛西市の場合は人事院勧告に従わないという格好の方が筋が通るんではないかなという気がしますが、その点の御見解をお伺いしたいと思います。

# 〇総務部長(石原 光君)

ラスパイレスが低いのか高いのかというお話でございますけれども、先ほど91.2と22年4月 1日での指数を申し上げましたけれども、県内36市ありますけれども、同じ22年4月1日現在 で比較をしますと35番目です。ということは、低いという部類に入ります。

それと、人事院勧告の関係でありますけれども、議員の方からそういった人事院勧告を受け る義務が自治体としてあるのかというお話でございますけれども、私先ほど生意気な言い方を したかもわかりませんけれども、情勢の適応という公務員法の一つの原則に基づいて、それと もう一つは、給与改定をじゃあどこに求めるかと。法的な制度をどこに求めるかというふうに 考えますと、やはり人事院勧告、国の給与の改定に伴う、それに準拠したということがもう数 十年来自治体としては続けられておるわけです。ただ、議員も御承知のように人事院を持って いる政令都市もあるわけで、そこは独自の手法で給料的なものを調査して取り組んでおられる ところもあります。愛知県もそうであります。愛西市としてもそういう形ができればそれに越 したことはありませんけれども、やはり時間的なものがありますし、日にち的なものがありま すので、なかなかそれはちょっと実態として難しいだろうなというとらえ方をしています。で すから、必然的に人事院の方の勧告に準拠した形で、愛西市としてはそういう勧告がされれば それに準拠した形で改正をお願いするというのが基本的な考え方ということで申し上げました。 それと、ラスパイレスの関係ですけれども、議員おっしゃるとおりです。ただ、これだけは 議員の皆さん方にも御承知をしていただきたいんですけれども、例えば国家公務員の給料も下 げられました。今回、市の給料月額も下げました。それがラスパイレスが下がるかといったら 下がりません。と申しますのは、計算上、分母となるのが国家公務員の給料月額です。分子に なるのが各町村の給料月額です。ですから、国も下げた、町村も下げたということになれば、 当然ラスパイレスは下がらないというような私どもは見解を持っております。ただ、蛇足にな りますけれども、今回は国の方が復興財源ということで7%を切るような話もしておりますけ れども、極端にそれを国家公務員の給料月額に反映するということになりますと、分母がぐっ と下がりますので、逆にラスパイレスが上がるという形になりますよね。そんなような見方も しておりますので、このラスパイレスの関係については給与勧告と連動すると、全くないとは 言い切れませんけれども、またちょっと視点を変えて、今愛西市の中でもラスパイレスを多少 上げてもらうような給与是正といいますか、格差があったものを上げていただいたことによっ て今回1.8ポイントという数字になっておりますので、先ほど議員からも御指摘がありました やっぱりやる気を持たせるにおいては、そういった底上げもこれからは若い職員には必要では ないかなという部分は当然思っております。ですから、そういった時期が来ればまたそのよう な形で皆さん方に御審議をいただくということになると思っておりますので、現状としてはそ んなような考え方でおります。

### 〇5番(下村一郎君)

同学年で、同じ勤務年数のような人の中で、弥富市はどうだとか津島市はどうだとかという 話は出るんですよ。結局愛西市の職員がどこで比較するのか。これは民間企業ともたまには比 較があるかもわからんけれども、おおよそは他の市町村との比較だと思うんですよね。だからそういうようなことからいって、先ほどの答弁でありますと、ラスパイレスですけれども、36市中35番というのはあまりにいい数字じゃないし、職員のやる気にはつながらないと思いますが、市長、どうでしょう。

## 〇市長 (八木忠男君)

いろんな御指摘をいただいております。人事院の勧告に従って今までもしてきましたし、せんだっての市町村長会、管内のですね、でも確認をしました。人事院の勧告に沿って進めると、 管内はすべてそういうことです。

そして、ラスパイレスのお話もあります。旧2町2村時代の状況から、先ほど申し上げましたように少しずつ上がってきております。上げております。そうした流れの中で、それが職員の仕事のやる、やらんの気持ちにということであるならば残念なことです。それであるならば、それは是々非々として当局として対応していかないかんということでありまして、職員の意識高揚に向けてもそのような考え方でないように、これからはきちっと伝えていきたいと思っております。これからもそういうことです。

# 〇5番(下村一郎君)

私の質問の最後のやつをちょっと答えてほしいんです。

36市で35番目についてどう考えなさっているか。

# 〇市長 (八木忠男君)

これも先ほどの答弁に入っていると思います。

2町2村時代、御存じのとおりです。八十八、九です。そうしたことでした。今、下位から 2番目、3番目ということです。財政力もそうです。下位から2番目です。それに沿って、将 来財政的にも持続可能な考え方でこうした内容も進めていくということでございます。

### 〇議長 (大宮吉満君)

いいですね。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第37号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により 委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会への付託を省略することに決定いた しました。

次に、議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

14番・加藤議員。

# 〇14番(加藤敏彦君)

議案第37号につきまして、愛西市の給与に関する条例等の一部改正につきまして反対の討論 を行います。

公務員の賃金は、人事院勧告を踏まえて決定されております。これは憲法で保障されている 労働基本権を公務員から不当に奪った代償措置としてとられているものです。今回平均マイナス0.2%の改定が提案されておりますが、愛西市の場合はラスパイレス指数、国家公務員の給与を100とした場合、給与水準は91.2(平成22年度)でありますが、十分低い給与をさらに下げる必要はありません。市の広報でも県の市の平均は99.5%と述べられております。さらに、公務員の人件費を下げることは内需拡大の必要性が指摘されているにもかかわらず、景気や地域経済をさらに停滞させていくことにもつながります。

以上の理由によって、議案第37号には反対をいたします。

## 〇議長 (大宮吉満君)

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

2番・島田議員。

# 〇2番(島田 浩君)

議案第37号:愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成討論をさせていた だきます。

民間の雇用・賃金情勢は依然として厳しい状況が続いております。こうした状況下において 人事院の調査により月例給の引き下げ勧告がなされたことは、民間と公務員との給与水準の均 衡を図る民間準拠の原則に基づいたものであります。また、従前より人事院勧告に準拠して改 定されてきた経緯を踏まえ、本条例改正に賛成といたします。

### 〇議長 (大宮吉満君)

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

◎日程第29・諮問第1号(提案説明・質疑・採決)

〇議長(大宮吉満君)

次に、日程第29・諮問第1号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〇市長 (八木忠男君)

諮問第1号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてお願いをいたします。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年 法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、 市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市山路町下中地138番地1。氏名、横井二美代、昭和22年5 月16日生まれ

理由といたしまして、この諮問をするのは、平成23年9月3日に御逝去された堀田重孝委員 の後任を推薦する必要があるからであります。

履歴書も添付をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

〇議長 (大宮吉満君)

次に、諮問第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則 第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませ んか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 〇議長 (大宮吉満君)

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月6日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。 本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時20分 散会